

愛媛県キャッチフレーズ等使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「愛顔」、「愛顔あふれる愛媛県」及びキャッチフレーズのロゴデザイン（以下「キャッチフレーズ等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャッチフレーズ等とは、「愛顔」（商標登録第 5453943 号）、「愛顔あふれる愛媛県」（商標登録第 5453942 号）及び別記のキャッチフレーズのロゴデザインをいう。

(使用料)

第3条 キャッチフレーズ等の使用は、無償とする。

(使用対象者)

第4条 キャッチフレーズ等は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 愛媛県及び愛媛県が構成メンバーとなっている団体（以下「県参画団体」という。）が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に使用するとき。
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (4) 愛媛県の関連団体及び公共的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。
- (5) 愛媛県又は愛媛県の関連団体と協働で事業に取り組むとき。
- (6) 愛媛県が関与する助成事業を受けて開発された商品やサービスに使用するとき。
- (7) 愛媛県又は県参画団体が認定した製品等のうち、知事が適当と認めるとき。
- (8) その他公益上の観点から知事が適当と認めるとき。

(使用の申請)

第5条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめキャッチフレーズ等使用許諾申請書（様式1）に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。ただし、第4条第1号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の許諾)

第6条 知事は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャッチフレーズ等の使用を許諾するものとする。

- (1) 愛媛県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
- (4) その他キャッチフレーズ等の使用が適当でないと認められるとき。

2 知事は、キャッチフレーズ等の使用を許諾するときは、キャッチフレーズ等使用許諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 知事は、使用を許諾しないときは、キャッチフレーズ等使用不許諾通知書（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 キャッチフレーズ等の使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申請書に記載のとおりとする。

2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きキャッチフレーズ等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

（許諾内容の変更）

第8条 キャッチフレーズ等を使用する者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたキャッチフレーズ等の使用内容を変更しようとするときは、キャッチフレーズ等使用内容変更申請書（様式4）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、キャッチフレーズ等の使用内容の変更を許諾する場合には、キャッチフレーズ等使用内容変更許諾通知書（様式5）により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、キャッチフレーズ等の使用内容の変更を許諾しない場合には、キャッチフレーズ等使用内容変更不許諾通知書（様式6）により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請は、第5条から第7条の規定を準用する。

（許諾の取消）

第9条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 第6条第3項の条件に違反したとき
- (4) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について

て、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第 10 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャッチフレーズ等使用マニュアルに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(損失補償等の責任)

第 11 条 知事は、キャッチフレーズ等の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。
- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(別記：ロゴデザイン)



様式 1

キャッチフレーズ等使用許諾申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

キャッチフレーズ等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用を希望するもの	<input type="checkbox"/> 愛顔 <input type="checkbox"/> 愛顔あふれる愛媛県 <input type="checkbox"/> ロゴデザイン
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
商品等に使用する場合の区分	<input type="checkbox"/> 愛媛県又は愛媛県の関連団体と協働で取り組む事業 <input type="checkbox"/> 愛媛県が関与する助成事業を受けて開発された商品やサービス <input type="checkbox"/> 愛媛県及び愛媛県が構成メンバーとなっている団体が認定した製品等
その他	

【添付書類】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- 商品等に使用する場合、要件に該当することがわかる書面
- その他

様式2

キャッチフレーズ等使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった、キャッチフレーズ等の使用については、
下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用を許諾するもの	<input type="checkbox"/> 愛顔 <input type="checkbox"/> 愛顔あふれる愛媛県 <input type="checkbox"/> ロゴデザイン
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
条件	

【使用上の遵守事項】

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャッチフレーズ等使用マニュアルに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

様式3

キャッチフレーズ等使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった、キャッチフレーズ等の使用については、
下記の理由により、不承諾とします。

記

使用を承諾しないもの	<input type="checkbox"/> 愛顔 <input type="checkbox"/> 愛顔あふれる愛媛県 <input type="checkbox"/> ロゴデザイン
理由	

様式4

キャッチフレーズ等使用内容変更申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

許諾番号	
使用対象	<input type="checkbox"/> 愛顔 <input type="checkbox"/> 愛顔あふれる愛媛県 <input type="checkbox"/> ロゴデザイン
変更内容	

様式5

キャッチフレーズ等使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった、キャッチフレーズ等の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象	<input type="checkbox"/> 愛顔 <input type="checkbox"/> 愛顔あふれる愛媛県 <input type="checkbox"/> ロゴデザイン
変更内容	

【使用上の遵守事項】

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャッチフレーズ等使用マニュアルに従って使用すること。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

様式6

キャッチフレーズ等使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった、キャッチフレーズ等の使用内容の変更に
ついては、下記の理由により、不承諾とします。

記

許諾番号	
使用対象	<input type="checkbox"/> 愛顔 <input type="checkbox"/> 愛顔あふれる愛媛県 <input type="checkbox"/> ロゴデザイン
理由	